

30.02

出願当初二以上の意匠を包含する意匠登録出願を一の意匠の
意匠登録出願とする補正

出願当初二以上の意匠を包含する意匠登録出願は、意匠登録出願の分割の規定（意10条の2）に基づいて一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる。しかし、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を削除して一の意匠の意匠登録出願とする補正が行われた場合には、その分割の手續によらなくとも、これを例外的に補正として取り扱うこととする。（「意匠審査便覧」17.03の3項）